

Baron・グローバル・フューチャー
 戦略ファンド
 (資産成長型)



Baron・グローバル・フューチャー
 戦略ファンド
 (予想分配金提示型)

追加型投信 / 内外 / 株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

バロン・グローバル・フューチャー戦略ファンド(資産成長型) : (資産成長型)

バロン・グローバル・フューチャー戦略ファンド(予想分配金提示型) : (予想分配金提示型)

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2024年9月30日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	13兆4,871億円(2024年9月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
(資産成長型)	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
(予想分配金提示型)		年12回 (毎月)			

*属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

*商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月12日に関東財務局長に提出しており、2024年12月13日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

当ファンドは、長期的に大きな成長が見込めると判断される世界の企業の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 主として世界の取引所に上場している株式（預託証券（DR）や上場予定を含みます。）に投資を行います。

- 運用にあたっては、長期的に大きな成長が見込めると判断される企業に厳選して投資を行います。
- 特別買収目的会社や未上場企業の株式等へ投資を行う場合があります。

！ 未上場株式への投資について

- 当ファンドは、主要投資対象とする投資信託証券を通じ、その資産の一部を実質的に未上場企業の株式等（以下「未上場株式」といいます。）へ投資する場合があります。ただし、未上場株式への投資は、ファンドの純資産規模や、投資対象となる企業の資金調達の実施状況等に左右されるため、必ずしも未上場株式への投資を行うものではありません。
- 一般的に未上場企業は上場企業と比較し、事業リスクが大きく、また企業に関する情報の取得や、企業価値の公正な評価が困難であることが想定されます。
- 一般的に未上場株式は上場株式と比較して流動性が著しく劣るため、流動性リスクをはじめとする各種リスクの影響を大きく受ける可能性があります。
- 未上場株式の価格は各企業の個別要因やイベント（デフォルト、上場、M&A等）によって大きく変動することがあります。
- ファンドへの換金申込みが集中し換金代金を手当てする際に、流動性が劣る未上場株式を売却できず上場株式を売却することとなった場合、適切な未上場株式の組入比率を超過する可能性があります。この場合、換金申込みの受け付けを中止する場合があります。

2 実質的な運用は、バロン・キャピタル・グループが行います。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
※投資対象とする外国投資信託の運用は、BAMCOインクが行います。

3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

4

(資産成長型)と(予想分配金提示型)の2つのファンドからご選択いただけます。

(資産成長型)

- 原則として、毎年3月および9月の15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

(予想分配金提示型)

- 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
- 各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じて、原則として、以下の金額の分配を目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合、当ファンドの換金のお申込みの受付けを中止することとなった場合等には、上記の分配を行わないことがあります。

！ ご留意いただきたい事項

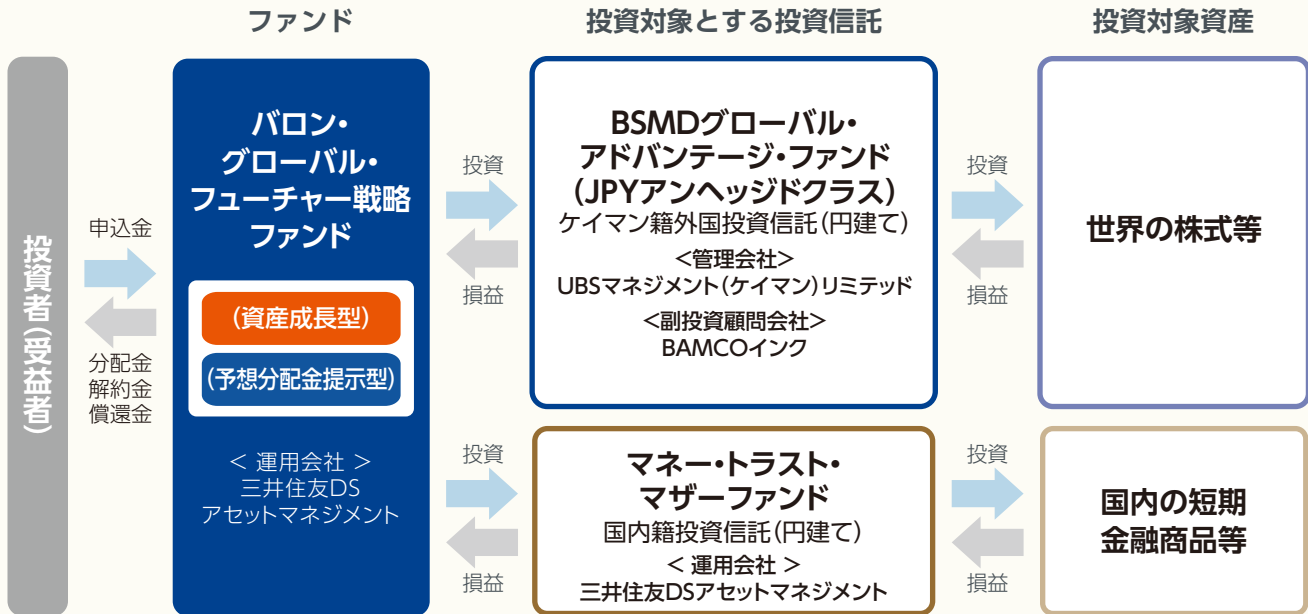
- 基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。
- 基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- 分配を行うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。
- あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※BSMDグローバル・アドバンテージ・ファンド(JPYアンヘッジドクラス)の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は世界の株式等となります。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

[バロン・キャピタル・グループの概要]

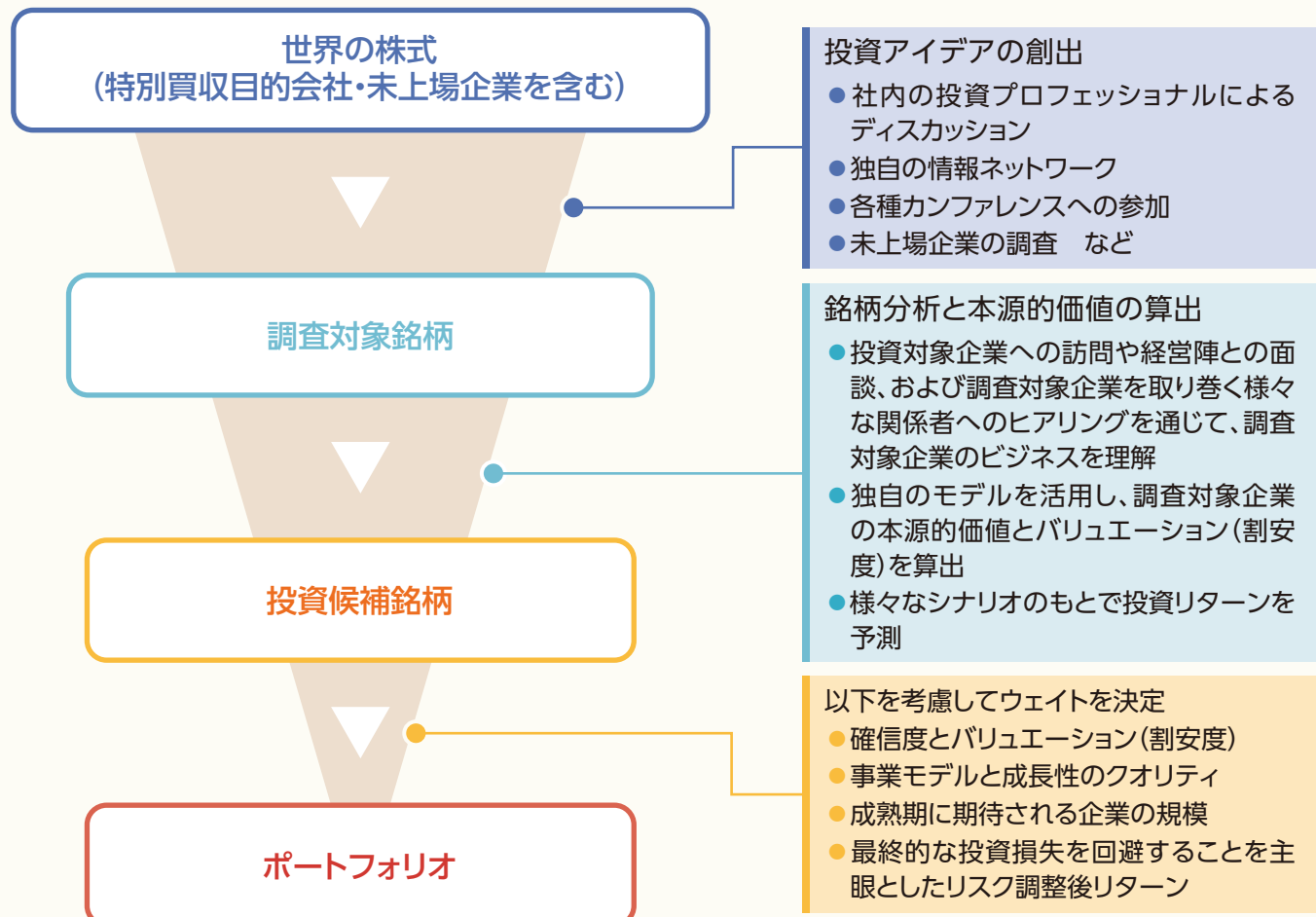
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ●バロン・キャピタル・グループは、1982年にロン・バロン氏（現CEO）により設立されたグロース株ブティックで、創設以来一貫して、ファンダメンタル・アクティブ・アプローチにより、グロース株に対する長期投資を実践しています。 ●バロン・キャピタル・グループはエクイティ・リサーチ会社として設立された経緯もあり、リサーチはバロンの資産運用ビジネスの中核と位置づけています。 ●ポートフォリオ・マネージャーの平均運用経験年数は約28年、リサーチ・アナリストの平均業務経験は約13年と、経験豊富なメンバーで構成されています。
拠 点	米国ニューヨーク
従 業 員 数	213名（うち、運用プロフェッショナル44名）
運用資産残高	約6.2兆円（約434億米ドル）

■バロン・キャピタル・グループは、責任投資原則（PRI）に署名しています。

（注）2024年9月末現在、運用資産残高は1米ドル=143.12円で円換算

[運用プロセス]

■投資対象とする外国投資信託の運用は、バロン・キャピタル・グループ傘下のBAMCOインクが行います。



※上記の運用プロセスは2024年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（出所）バロン・キャピタル・グループ、Bloombergの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

▶ (資産成長型)

- 年2回(原則として毎年3月および9月の15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(資産成長型)は複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

▶ (予想分配金提示型)

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 原則として、各計算期末の前営業日の基準価額(支払済み分配金(1万口当たり、税引前)累計額は加算しません。)に応じた金額の分配を目指します。ただし、分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合、当ファンドの換金のお申込みの受付けを中止することとなった場合等には、当該計算期末の前営業日の基準価額に応じた金額の分配を行わないことがあります。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(予想分配金提示型)は計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇を上回る場合があります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

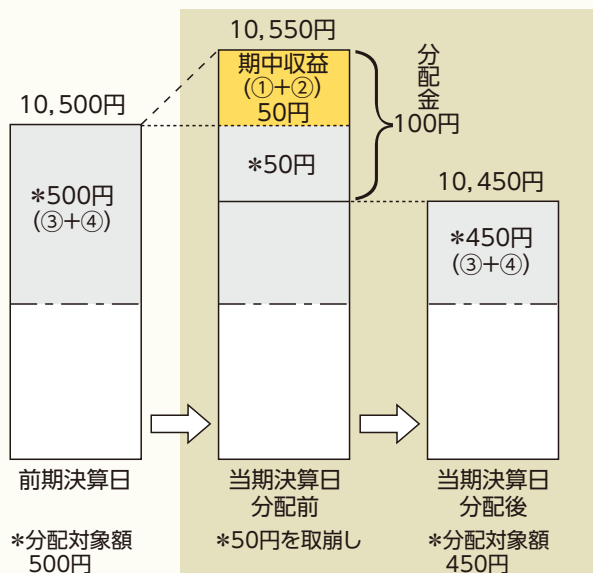


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

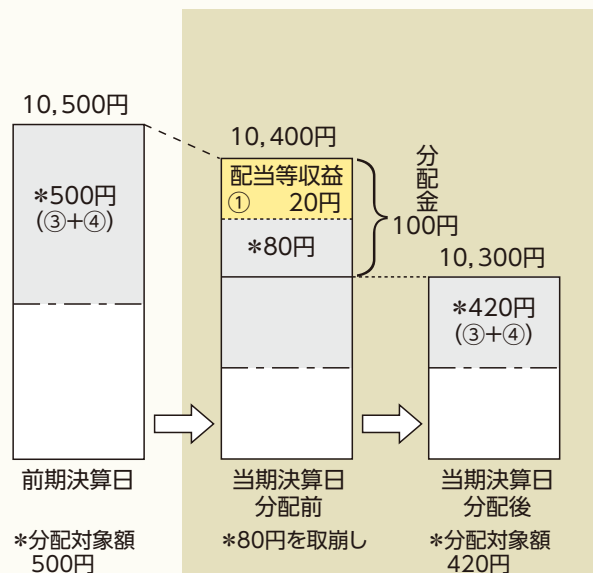
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]

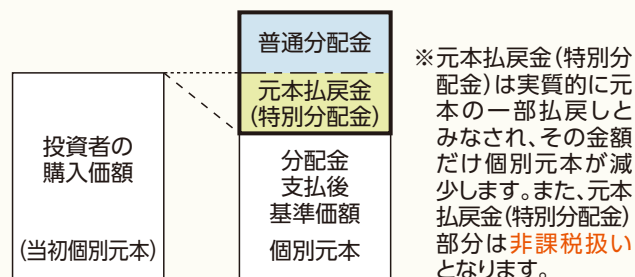


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

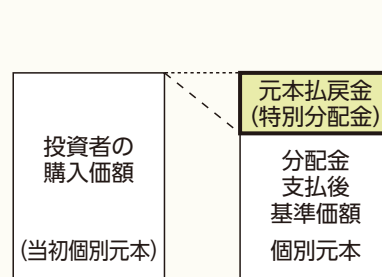
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]



[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2024年9月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶BSMDグローバル・アドバンテージ・ファンド(JPYアンヘッジドクラス)

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主要投資対象	世界の株式等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として世界の取引所に上場している株式(預託証券(DR)や上場予定を含みます。)の中から、長期的に大きな成長が見込めると判断される企業に厳選して投資を行います。 ※特別買収目的会社や未上場企業の株式等へ投資を行う場合があります。 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 同一発行体の株式への投資割合は、純資産総額の10%以内とします。 未上場株式への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ※保有する未上場株式の価格変動等に起因して保有割合が上記の水準を超過した場合、副投資顧問会社の判断に基づき、速やかに保有割合の調整を行うことを基本とします。 有価証券の空売りは行いません。
分配方針	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行う方針です。ただし、分配を行わないことがあります。
運用管理費用	<p>純資産総額に対して</p> <p>運用報酬：年0.7%程度 報酬代行会社報酬：年0.12%程度* 事務代行報酬：年0.05%程度(最低年35,000米ドル) *報酬代行会社報酬の中から、管理会社報酬(年5,000米ドル)および受託会社報酬(年10,000米ドル)が支払われます。</p> <p>※上記のほか、名義書換事務代行費用(最低年4,200米ドル)、保管費用(最低年12,000米ドル)などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。</p> <p>また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる報酬等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p>
その他の費用	<p>ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。</p> <p>その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
申込手数料	ありません。
管理会社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
副投資顧問会社	BAMCOインク
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 未上場株式への投資を行う場合、副投資顧問会社は価格評価代行会社として投資する未上場株式の日々の価格評価を行い、当該評価に基づいて当ファンドの純資産価格は計算されます。 未上場株式の評価価格は、当該企業の財務状態などの各種参照項目を反映したプライシングモデルに基づき算定されます。 また、当該価格評価プロセスは、副投資顧問会社において、運用部門から独立した組織によって運営、モニタリングされています。

▶ マネー・トラスト・マザーファンド

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

- 投資対象とする投資信託においてデリバティブ取引を行う場合は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 投資対象とする投資信託において外国為替予約取引を行う場合は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドは、実質的に未上場株式へ投資する場合があります。一般的に未上場企業は上場企業と比較し、事業リスクが大きく、また企業に関する情報の取得や、企業価値の公正な評価が困難であることが想定されます。

さらに、未上場株式は上場株式と比較して一般的に流動性が著しく劣ることから、不利な価格での取引を余儀なくされる場合など、流動性リスクをはじめとする各種リスクの影響を大きく受ける可能性があります。未上場株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、未上場株式の価格は各企業の個別要因やイベント（デフォルト、上場、M&A等）によって大きく変動することがあり、上場企業の株式とは値動きの方向性や変動率が大きく異なる場合があります。その場合、ファンドの基準価額の動きは、株式市場全体の動きと大きく異なることがあります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



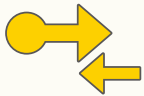
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

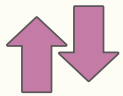
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

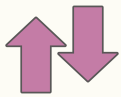
未上場株式への投資に関する留意点

■価格評価に関する留意点

未上場株式の価格評価は、投資対象とする外国投資信託の価格評価代行会社はその時点で入手できる情報に基づいて算定したものであり、日々の外国投資信託の純資産価格算出においては、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することが困難であることが想定されます。そのため、未上場株式を売却することとなった場合、評価価格と売却価格に大きな差異が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

■換金申込みの受付中止に関する留意点

ファンドへの換金申込みが集中し換金代金を手当てする際に、流動性が劣る未上場株式を売却できず上場株式を売却することとなった場合、適切な未上場株式の組入比率を超過する可能性があります。この場合、換金申込みの受け付けを中止する場合があります。また、当該状況が解消しない場合には、換金申込みの受け付けの中止が長期化する場合があります。



投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

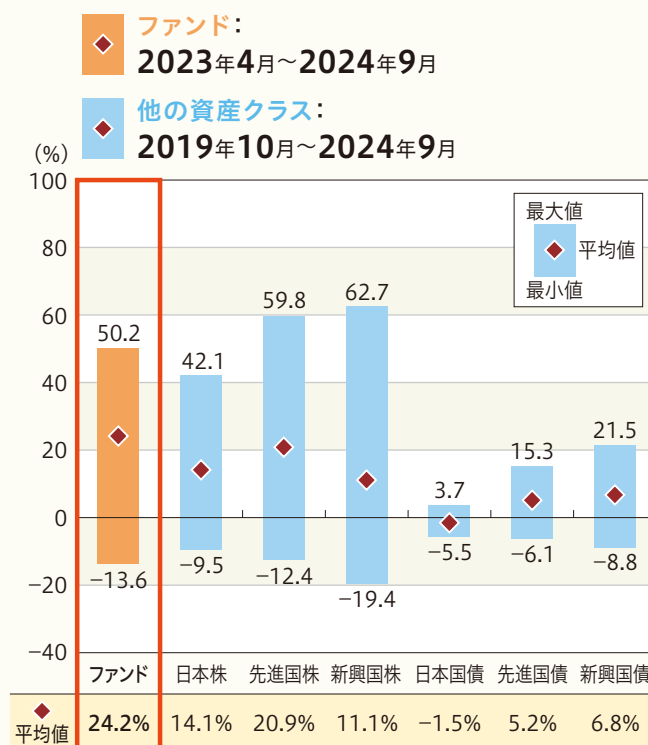
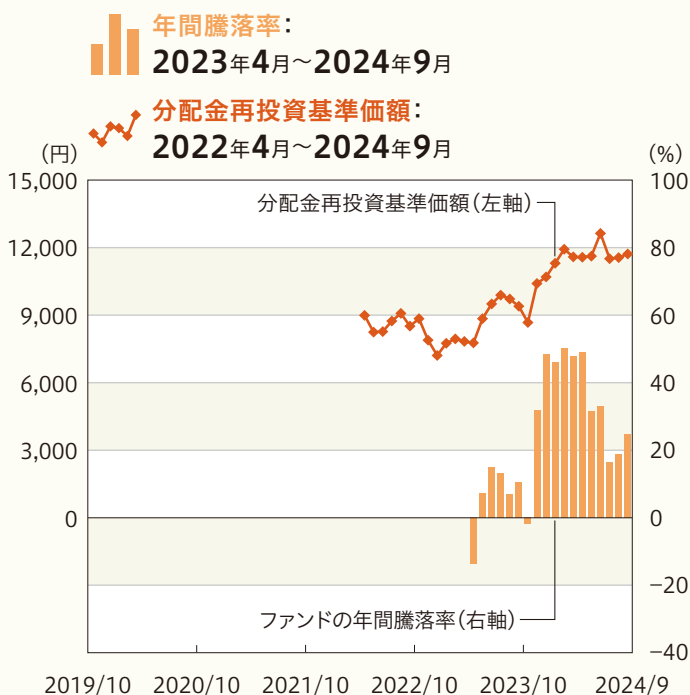
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■(資産成長型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

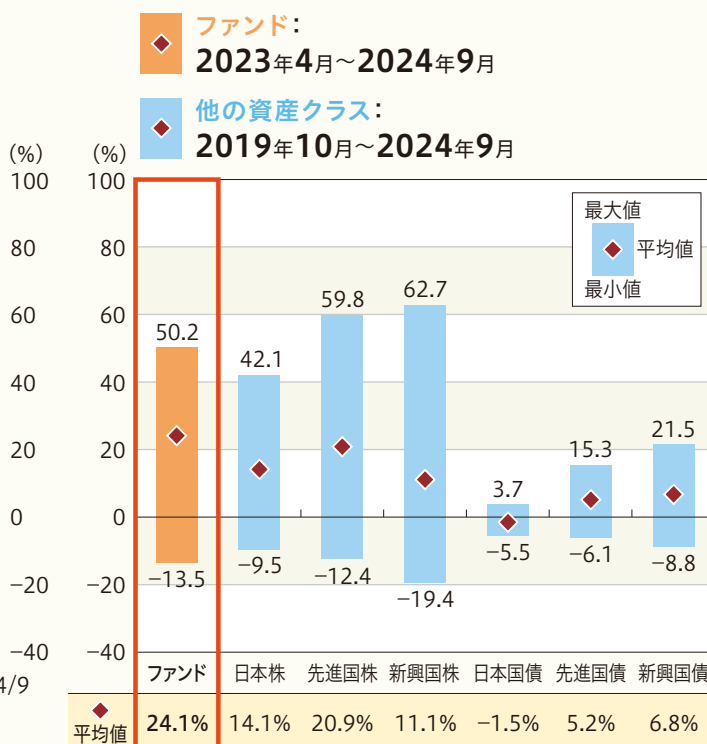
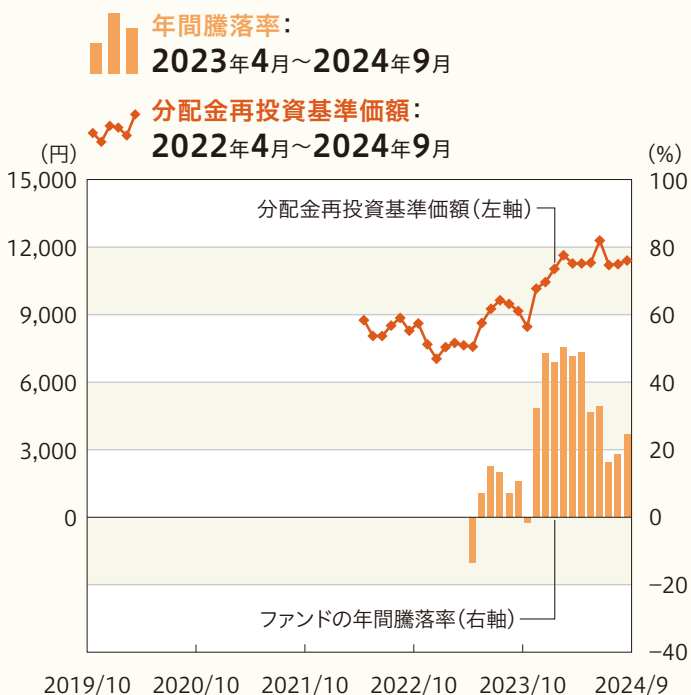
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

■(予想分配金提示型)



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

(資産成長型)



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2024年 9月	0円
2024年 3月	0円
2023年 9月	0円
2023年 3月	0円
2022年 9月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

(予想分配金提示型)



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

決算期	分配金
2024年 9月	50円
2024年 8月	50円
2024年 7月	200円
2024年 6月	100円
2024年 5月	100円
直近1年間累計	1,050円
設定来累計	1,050円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

(資産成長型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.51
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.49
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	BSMDグローバル・アドバンテージ・ファンド(JPYアンヘッジドクラス)	97.51
日本	親投資信託受益証券	マネー・トラスト・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日: 2024年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■(予想分配金提示型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.47
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.53
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	BSMDグローバル・アドバンテージ・ファンド(JPYアンヘッジドクラス)	97.47
日本	親投資信託受益証券	マネー・トラスト・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■BSMDグローバル・アドバンテージ・ファンド(JPYアンヘッジドクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「BSMDグローバル・アドバンテージ・ファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アルゼンチン	株式	MercadoLibre, Inc.	一般消費財・サービス	9.3
アメリカ	株式	NVIDIA Corporation	情報技術	9.1
カナダ	株式	Shopify Inc.	情報技術	8.3
アメリカ	株式	Amazon.com, Inc.	一般消費財・サービス	6.9
韓国	株式	Coupang, Inc.	一般消費財・サービス	6.9
アメリカ	株式	Cloudflare, Inc.	情報技術	5.1
オランダ	株式	argenx SE	ヘルスケア	4.6
アメリカ	株式	Tesla, Inc.	一般消費財・サービス	3.8
オランダ	株式	ASML Holding N.V.	情報技術	3.5
アメリカ	株式	Datadog, Inc.	情報技術	3.4

※比率は、BSMDグローバル・アドバンテージ・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※バロン・キャピタル・グループから入手した情報を基に委託会社作成

■マネー・トラスト・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	99.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.35
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1247国庫短期証券	0.000	2024/11/05	98.74
日本	国債証券	337 10年国債	0.300	2024/12/20	0.23
日本	国債証券	144 5年国債	0.100	2025/06/20	0.23
日本	国債証券	1226国庫短期証券	0.000	2025/04/21	0.23
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	0.23

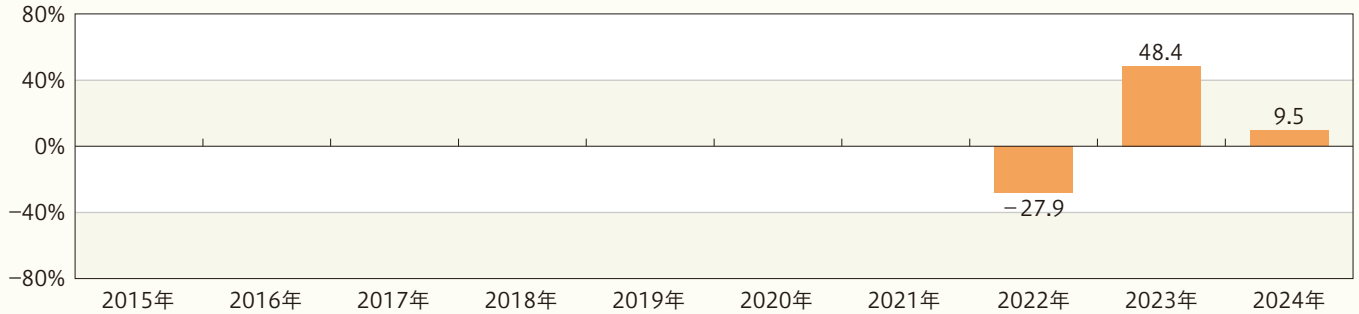
※比率はマネー・トラスト・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

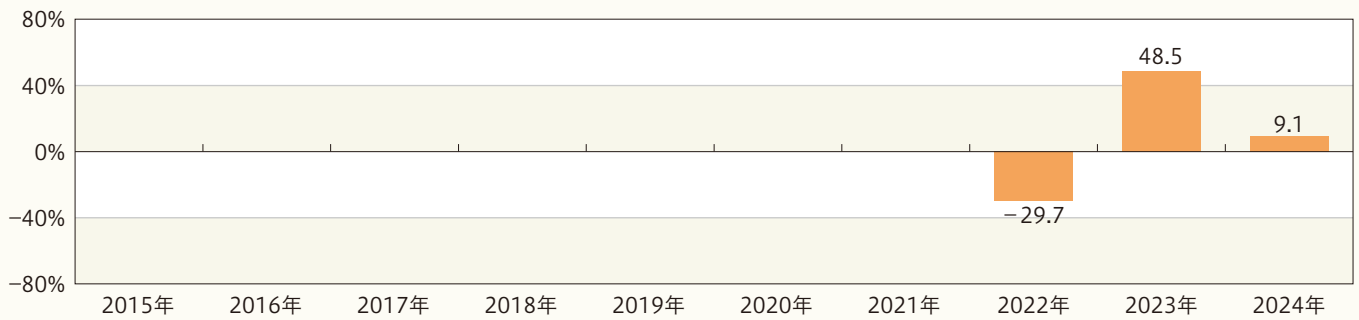
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■(資産成長型)



■(予想分配金提示型)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
 ※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
 ※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては、 (資産成長型) および (予想分配金提示型) の間でスイッチングを取り扱う場合があります。 また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2024年12月13日から2025年6月12日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ●ニューヨークの取引所の休業日 ●ロンドンの取引所の休業日 ●ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。 また、ファンドへの換金申込みが集中し換金代金を手当てする際に、流動性が劣る未上場株式を売却できず上場株式を売却することとなった場合、適切な未上場株式の組入比率を超過する可能性があります。この場合、換金申込みの受け付けを中止する場合があります。

お申込みメモ

決算日・収益分配

<p>決 算 日</p>	<p>(資産成長型) 毎年3月、9月の15日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p>(予想分配金提示型) 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)</p>
<p>収 益 分 配</p>	<p>(資産成長型) 年2回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。 (委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>(予想分配金提示型) 年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 (委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>(共通) 分配金支払いコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p>

お申込みメモ

その他

信託期間	<p>(資産成長型) 無期限(2022年4月1日設定)</p> <p>(予想分配金提示型) 2032年3月15日まで(2022年4月1日設定)</p>
繰上償還	<p>当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還します。</p> <p>また、以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 各ファンドの残存口数が30億口を下回るようになったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	各ファンド3,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の 照会方法	<p>ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。</p> <p>また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、以下のように掲載されます。</p> <p>(資産成長型) バロンG成長 (予想分配金提示型) バロンG分配</p>
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● (資産成長型) は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ● (予想分配金提示型) は、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 <p>※上記は、2024年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年1.0945% (税抜き0.995%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.275%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.7%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.02%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.275%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.02%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.275%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.02%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする 投資信託	年0.87%程度*												
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 年1.9645% (税抜き1.865%) 程度*												
<p>*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。</p> <p>上記の料率は、2024年9月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。</p>													
その他の費用・ 手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2024年9月末現在のものです。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年3月16日~2024年9月17日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
(資産成長型)	2.21%	1.09%	1.12%
(予想分配金提示型)	2.20%	1.09%	1.11%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



三井住友DSアセットマネジメント